

令和2年11月1日 制定
令和5年8月1日 改訂

所沢市議会SNS運用方針

所沢市議会では、市議会の情報発信手段の充実を図るため、X（旧ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、YouTube（ユーチューブ）のソーシャルメディアを活用して議会活動を積極的に情報発信します。

情報発信に当たり、以下のとおり運用に関する事項について定めます。

1 アカウント名（チャンネル名）、URL

（1）X（旧ツイッター）

アカウント名：所沢市議会 (@tokoroshigikai)

URL：https://x.com/tokoroshigikai

（2）Facebook（フェイスブック）

アカウント名：所沢市議会 (@tokoroshigikai)

URL：https://www.facebook.com/tokoroshigikai

（3）YouTube（ユーチューブ）

チャンネル名：所沢市議会公式動画チャンネル

URL：

https://www.youtube.com/channel/UC-0f-HFiSRsfb0nt3oaJjhw?view_as=subscriber

2 運営及び管理部署

運営主体は所沢市議会とし、管理は議会事務局が行うものとします。

3 発信情報の作成・投稿

（1）作成は「所沢市情報セキュリティ実施手順 ソーシャルメディア利用手順」を準用し、議会事務局が行うものとします。

（2）投稿は、議会事務局が行うものとします。

4 発信情報

（1）市議会が実施する事業・イベント等の周知や報告

（2）その他市議会に関する情報

5 発信情報の方向性

- (1) 公平、中立な立場で発信情報の投稿を行います。
- (2) 第三者に不快感を与えない内容とします。

6 利用者への対応

原則として発信情報の投稿のみを行うこととし、利用者の書き込みに対する回答は行いません。

7 対応時間

発信情報の投稿を行う時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとしますが、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

8 著作権等

- (1) SNSに掲載されているすべての情報（画像、動画、音声、テキスト等）の知的財産権は所沢市議会や正当な権利を有する者に帰属します。
- (2) 私的使用のための複製や、引用著作権法で認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

9 免責事項

- (1) 情報発信は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。このため、SNSを利用したことによって生じた損害について、所沢市議会は、いかなる場合においても一切の責任を負いません。
- (2) 所沢市議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、利用の中止等をする場合があります。